

会 則

みやぎの蕎麦打ち同好会

麵 好 ク ラ ブ

目 次

会 則

第1章	総 則	3
第2章	目的と事業	3
第3章	会 員	3
第4章	機関と役員・運営委員等.....	3
第5章	会 計	5
第6章	付 則	5
	運営規定	6
	弔慰金規定	7

麵好クラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「麵好(メンズ)クラブ」と称する

(事務局及び所在地)(事務局長交代に伴う事務局の所在の変更と不変化)

第2条 この会の事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会はそば打ちに関連する会員の技術の習得及び向上を目指すとともに、そば打ちを通して会員相互の交流と親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 支部月例会の開催
- (2) 技術研修会の実施
- (3) 各種イベントの開催
- (4) その他必要な事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会則に同意し、この会の趣旨・目的に賛同する入会希望者は、入会申込書に所定の入会金・会費・制服代を添えて事務局又は各支部に申し込むことにより、会員となることができる。

(退会)

第6条 本会を退会する場合は、本人の申し出によるものとする。

ただし、半期ごとの年会費の支払いが滞った際、事務局からの会費督促連絡への返信がない場合は、自動的に会員の資格を喪失(退会)する。

退会者が再入会する場合、会長の承認が必要となる。

(休会)

第7条 病気または単身赴任等やむを得ない事情により長期間月例会への出席が出来ない場合は、支部長の承認を得て休会することができる。

休会期間は会費を徴収しない。ただし、既に支払い済みの年会費の返金はしない。復帰する場合復帰月から半期末までの会費の支払が必要となる。

第4章 機関と役員・運営委員等

本会に次の機関と役員・運営委員・会計監事をおく。

(総会)

第8条 総会は、この会の最高議決機関で、原則毎年1回会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項を審議のうえ決定する。
 - (1) 活動報告及び決算報告
 - (2) 活動方針及び予算
 - (3) 役員・運営委員・会計監事の選出
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要な事項
- 3 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。また、会員の3分の2以上の要請があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要の都度開催し、総会の方針に基づき会務を議決・執行しなければならない。

- 2 運営委員会は、会長、事務局長、各支部長及び本部スタッフで構成する。
- 3 運営委員会は、事務局長が主宰する。

(運営委員等)

第10条 本会の役員として、会長、事務局長、各支部長、運営委員として、会計担当、総務担当者、会計監査担当者及びホームページ担当者をおく。

- 2 会長は、会務を統括する。
- 3 事務局長は、会長を補佐し、会長不在時、会務を代行する。
- 4 支部長は、支部を運営する
- 5 総務担当者は総会の準備・案内、備品の管理、文書管理、イベントの案内等を行う。
- 6 会計監査担当者は、決算書等への監査業務を行う。
- 7 ホームページ担当者はホームページの管理・運用を行う。

(各支部) (内容の不明瞭な1項を削除内容の簡潔化)

第11条 支部毎に月例会等を開催する。月例会への参加申込は主催支部の支部長等へ電話又はメールで行う。所属支部以外メンバーの月例会及びイベント等への参加も上記同様とする。

(会の運営とイベント企画)

第12条 1月から12月までの1年間を年度として、会長、各支部長及び事務局を中心に運営する。

- 2 月例会の開催と運営は支部ごとに所定の施設を使用して行う。
利府支部は第1土曜日(9～13時)と第3月曜日(9～12時)、松森支部は第2日曜日(9～13時)、泉支部は第4日曜日(9～13時)の開催を原則とする。
事情により会場・時間等を変更した場合は、ホームページに掲載する。
- 3 支部の運営は支部長と支部スタッフが本部(会長および本部事務局)と連携して行う。
月例会ならびに支部主催のイベント等の企画、実行は支部長が実施する。
- 4 イベント企画は主催者によって、本部企画、支部企画、個人企画の三つに大別される。
本部企画は全メンバー参加、支部企画は支部メンバー優先、個人企画は本部へ提出した企画書をもとに本部で可能な支援(会場使用料の援助、麺つゆの提供等)を行う。イベントはメンバーの募集活動を含めたクラブの広報活動の一環として企画・実施する「そば打ち体験会」、「そば試食会等」のことである。
イベント開催には「イベント開催届(伺い書)」提出が必要となる。なお、「イベント開催届(伺い

い

書)」に補足あるいは追加事項がある場合は、必要に応じて本部事務局等から書面提出を求める場合がある。詳細は企画ごとに対応する。

月例会以外に市民センター等の施設を利用してそば打ち等を行う場合、会員2名以上が参加することを条件に施設使用料金を会費から補填する。

(運営委員及び会計監事の選出・承認)

第13条 運営委員及び会計監査の選出は、毎年10月10日から11月31日間を立候補及び推薦期間として、立候補者及び被推薦人を運営委員会で検討し、総会で承認を受ける。

(運営委員及び会計監事の任期)

第14条 運営委員及び会計監事の任期は、次の総会までの1年とするが再任を妨げない。また、欠員の補充は運営委員会で決定し、任期は次の総会までの残りに期間とする。

第5章 会計

(会計)

第15条 本会の運営は、入会金、会費、イベント等の収入をもって行う。

(会費)

第16条 入会金は3千円とし、退会しても返金はしない。

退会者が、再入会には会長の承認および原則として入会金が必要となる。

2 新入会員の入会費用は、年会費(半期前納分)と制服代金5千円が含まれる

3 年会費を2回に分けて、上半期(1月から6月)と下半期(7月から12月)分を徴収する。

半期6ヵ月分3千円前納が原則で、途中入会は半期の最終月までの月数から算出する。

途中で退会あるいは休会しても返金はしない。

4 会長が会員から臨時の費用徴収が必要と判断した場合、運営委員会の承認を得て行うことができる。この際、会長は会員に対し、徴収目的と用途等に関する説明責任を負う。

(会計年度)

第17条 会計年度は、1月1日から12月末日までとする。

(会計監査)

第18条 会計監事は、年度末に会計監査を行い総会にその結果を報告しなければならない。

第6章 付則

(運営規定)

第19条 本会の組織の強化及び円滑な運営を図るため、別に運営規定を定める。

(弔慰金規定)

第20条 本会の会員の弔事の際のために、別に弔慰金規定を定める。

(その他)

第21条 会則に定めのない事項については、運営委員会で審議のうえ決定することができる。

(会則の改正)

第22条 本会則の改正は、総会の議決により行う。

(会則の施行)

第23条 本会則は令和5年1月1日より施行する。

運 営 規 定

(目的)

第 1 条 本会の組織の強化と円滑な運営を図るため、この規定を定める。

(運営委員の細部所掌事項)(2項3項を追記)

第 2 条 本会の運営委員の所掌事項は次のとおりとする。

1 事務局

運営委員会及び例会の主宰とその内容の記録

入退会手続き

会員の動向の把握

会員名簿の作成・配布

スケジュール表の作成・配布

会員募集の広報

新入会員に対するオリエンテーションの実施と自立のための支援

親睦・交流のための催事の開催

2 総務担当

総会の準備・案内、

事務用備品及び事務資料の保管管理

イベントの案内等

その他庶務に関する事項

3 会計担当

金銭の出納、収支の管理

予算の立案、決算報告

会及び運営委員会の議事内容の会員に対する報告

(予算科目)

第 3 条 本会の予算及び決算に使用する会計科目は、以下のとおりとする。

収入の部

前期繰越金 … 前年度からの繰越金

入 会 金 … 会則に定める入会金

会 費 … 会則に定める会費

蕎 麦 粉代 … 月例会時の蕎麦粉代

雑 収 入 … イベント収入及び寄付金、利息等

預 り 金 … 一時的に預り、返金予定のもの

支出の部

会場使用料 … 月例会会場使用料

通 信 費 … 蕎麦粉の送料等

事 務 費 … 事務処理に関わる事務用品・消耗品等諸費用

事 業 費 … 各種事業・行事に関わる諸費用

雑 費 … 上記の科目に該当しないものを処理

予 備 費 … 不時の出費に備える費用

仮 払 金 … 一時的に払出し、返金予定のもの

次期繰越金 … 次年度への繰越金

(その他)

第4条 本規定に定めのない事態が生じたときは、運営委員会で審議し対処するものとする。

(当規定の改正)

第5条 本規定の改正は、総会の議決により行う。

弔 慰 金 規 定

(目的)

第1条 本規定は、麵好クラブ(以下「当会」という)の会員に関わる弔事に際し当会の会員に対する弔慰金について定めることを目的とする。

(対象者並びに金額等)

第2条 弔慰金を贈る対象者及び金額等は、次のとおりとする。

会員本人	5,000 円
------	---------

(贈り主名)

第3条 本規定による贈り主の名入れは「麵好クラブ」と記載する。

(その他)

第4条 弔慰金は、当会の一般会計より支出するものとする。

(当規定の改正)

第5条 本規定の改正は、総会の議決により行う。